

○独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程

(平成16年4月1日規程第5号)

改正 平成17年11月17日規程第13号 平成18年6月1日規程第13号
平成19年3月27日規程第5号 平成19年3月27日規程第6号
平成20年3月28日規程第5号 平成21年3月31日規程第6号
平成21年11月30日規程第12号 平成22年3月26日規程第2号
平成22年11月30日規程第15号 平成23年12月27日規程第14号
平成24年3月30日規程第11号 平成25年3月26日規程第5号
平成25年6月25日規程第9号 平成26年3月25日規程第1号
平成26年11月25日規程第9号 平成27年3月31日規程第3号
平成28年2月23日規程第2号 平成28年9月30日規程第18号
平成28年11月25日規程第35号 平成28年12月28日規程第39号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 基本給(第4条—第14条)
- 第3章 諸手当(第15条—第22条)
- 第4章 雑則(第23条—第33条)
- 附則

第1章 総則

(総則)

第1条 独立行政法人環境再生保全機構職員就業規則(平成16年規程第3号。以下「就業規則」という。)第2条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)の給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

- (1) 基本給 本俸、役職手当及び扶養手当とする。
- (2) 諸手当 特別都市手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び業績手当とする。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、職員の指定する本人名義の口座への振込によって支払う。ただし、職員が希望する場合は、通貨で直接職員にその全額を支払うことができる。

2 法令等に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき金額から、控除すべき金額を控除して支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡した場合は、独立行政法人環境再生保全機構職員退職手当支給規程(平成16年規程第10号。以下「職員退職手当支給規程」という。)第13条に定める遺族に支給する。

第2章 基本給

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、月額としその額は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じ、独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表(別表第1)により決定する。
(初任給)

第5条 新たに職員として採用された者の初任給は、次の基準により決定する。

- (1) 大学卒業 6等級37号俸
- (2) 高等学校卒業 6等級17号俸
- (3) 中学校卒業 6等級1号俸

2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(昇格)

第6条 職員が昇任したとき又は特に昇格させることが必要と認められたときは、その職員が現に格付されている職務の等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。

2 前項の規定により1等級上位の等級に昇格させるとき及び職員の等級を1等級上位に昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、別に定めるものとする。

(降格)

第7条 人事評価の結果において、職務遂行能力が著しく低下し、あるいは不足していると認められるとき、又は勤労意欲が著しく喪失したと判断されるとき、又は就業規則の懲戒に該当する行為があったとき、理事長は当該職員を降格することができる。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、原則として、7月1日に、前年度におけるその者の業績等の評価の結果に基づいて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の俸給の昇給の号俸数を4号俸(2等級以上である職員にあつては、3号俸)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 4月1日において55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(2等級以上である職員にあつては、3号俸)」とあるのは、「0号俸」とする。

4 職員の本俸が、その職員の現に格付けされている職務の等級における本俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一等級にある間は昇給させない。

5 前各項に規定するもののほか、昇給の実施については、別に定めるものとする。

第9条 削除

(本俸の支給定日)

第10条 職員の本俸は、毎月17日(その日が就業規則第11条第1項に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。)に、その月分を支給する。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

第 11 条 新たに職員となった者には、その者が職員となった日から本俸を支給し、昇給、昇格等により本俸の額に異動を生じた者には、その異動を生じた日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職(死亡した場合を除く。)し、又は解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。

3 職員が死亡した場合は、その死亡した日の属する月の本俸の全額を支給する。
(本俸の日割計算)

第 12 条 本俸を支給する場合であつて採用、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のとき、その月分の本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当)

第 13 条 役職手当は、次の各号に掲げる職にある職員に対して支給する。

(1) 上席審議役、部長、室長及び次長

(2) 課長及び上席調査役

(3) 課長代理及び主任専門役

2 役職手当の月額、次の各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職にある職員 111,000 円

(2) 前項第 2 号に掲げる職にある職員 78,000 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職にある職員 37,000 円

3 プロジェクトグループに係る役職手当は、前 2 項の規定にかかわらずグループリーダー、サブリーダー及び別に定める職務に指名されている職員に対し、その指名に係る期間、当該プロジェクトに係る経費より支給するものとする。これらの役職手当の額は、グループリーダーについては前項第 1 号、サブリーダーについては同項第 2 号、別に定める職については同項第 3 号にそれぞれ定める額とする。ただし、プロジェクトグループに係る役職手当を支給されている職員が前項により別に役職手当を支給されている場合における当該職員に支給する役職手当の額は、プロジェクトグループに係る役職手当の額から別途支給される役職手当の額を差し引いた額(この差額が負となる場合は零とする。)に当該別途支給される役職手当の額を加えたものとする。

4 前 2 項の規定による額が、別に定める額から職員が受ける本俸の月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いて得た額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いて得た額に満たない別に定める額とする。

5 第 10 条から第 12 条までの規定は、役職手当の支給について準用する。

6 第 17 条に規定する時間外勤務手当は、第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある職員に対しては支給しない。

(扶養手当)

第 14 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円(別表第 1 の 1 等級に該当する職員にあつては、3,500 円)、同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第 10 条の規定は、扶養手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その後に支給することができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 諸手当

(特別都市手当)

- 第 15 条 特別都市手当は、別表第 2 に掲げる地域に在勤する職員に支給する。
- 2 特別都市手当の月額は、本俸、役職手当及び扶養手当の月額合計額に、別表第 2 に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
 - 3 第 10 条から第 12 条までの規定は、特別都市手当の支給について準用する。
 - 4 前 3 項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

- 第 16 条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第 2 項において同じ。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。
- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
 - (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 11,000 円に加算した額

- 2 第 19 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(次項に規定する宿舍等を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものには、第 1 項の規定の例により算出した額の 2 分の 1 の額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する月額の住居手当を支給する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員については、同項の住居手当は支給しない。
 - (1) 国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、地方公共団体又は公庫・事業団等(以下「国等」という。)から貸与された宿舍に居住している職員
 - (2) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- 4 第 10 条の規定は、住居手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(時間外勤務手当)

第 17 条 所定の勤務時間外又は休日における勤務を命ぜられた職員には、その全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日における勤務時間を超える勤務 100 分の 125
 - (2) 休日における勤務 100 分の 135
- 2 所定の勤務時間外における当該勤務(日曜日の勤務を除く。)時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、次項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - 3 第 1 項及び前項の勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及びこれらに対する特別都市手当の月額合計額に 12 を乗じて得た額を別に定める 1 年間の総労働時間数で除して得た額とする。
 - 4 時間外勤務手当は、一の月の分を次の月における支給定日に支給する。
(通勤手当)

第 18 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であ

って、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額 (1 か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 か月当たりの特別料金等の 2 分の 1 相当額」という。)が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、職員退職手当支給規程第 11 条に規定する国家公務員等であった者から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員となった者その他同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。ただし、当該日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第19条 在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事務所の移転の直前の住居から当該事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 職員退職手当支給規程第11条に規定する国家公務員等であった者から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 4 第10条の規定は、単身赴任手当の支給について準用する。ただし、支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職員特別勤務手当)

第 20 条 第 13 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員で同条第 6 項の適用を受ける職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日(就業規則第 11 条第 1 項に規定する休日。以下同じ。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額

4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 21 条 削除

(賞与)

第 22 条 賞与は、期末手当及び業績手当とする。

2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項、次項及び第 30 条第 1 項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても別に定める場合を除き同様とする。

3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が別に定める基準により計算した額とする。

4 次表に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額と同表に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ対応する同表の加算割合を乗じて得た額(第 13 条に規定する役職手当の支給を受けている職員(休職されている職員のうち業務上又は通勤により休職にされた職員に該当する職員以外の職員を除く。))のうち第 13 条第 1 項第 1 号又はプロジェクトグループリーダーの職にある職員については、その額に本俸の月額に 100 分の 23 を、同項第 2 号又はプロジェクトグループサブリーダーの職にある職員については、その額に本俸の月額に 100 分の 14 を乗じて得た額をそれぞれ加算した額を加算した額を基礎とする。

職員	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
加算割合	100 分の 20	100 分の 15	100 分の 10	100 分の 5

- 5 業績手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、次項及び第30条第2項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても、別に定める場合を除き同様とする。
- 6 業績手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定める基準により計算した額を職員の勤務成績に応じて増減した額とする。
- 7 第4項の規定は、第5項の業績手当の基礎となる額について準用する。この場合において、第4項中「前項」とあるのは、「第5項」と読み替えるものとする。
- 8 国等の職員から引き続き独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国等に在職した期間は、機構の職員として在職した期間に通算するものとする。
- 9 前各項に規定するもののほか、賞与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第24条 職員が傷病により欠勤したときは、引き続き欠勤した期間のうち、欠勤を始めた日から90日に限り本俸、扶養手当、単身赴任手当、特別都市手当及び住居手当の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当及び単身赴任手当はその全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

2 一の傷病が治癒し、他の傷病による欠勤が引き続いている場合においては、当初の傷病による欠勤の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における欠勤の日については、扶養手当及び単身赴任手当はその全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の取扱い)

第25条 前条の規定にかかわらず就業規則第56条第3項、同規則第57条又は同規則第58条の規定により、出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休日等の取扱い)

第26条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、年次休暇、特別休暇及び生理休暇で有給の休暇とする日については、給与の全額を支給する。

(介護休暇者等の給与)

第 27 条 職員が就業規則第 32 条に規定する介護休暇又は就業規則第 33 条に規定する介護時間により勤務しない場合には、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 17 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇を受けた期間の 2 分の 1 以下に相当する期間を引き続き勤務した期間とみなして、本俸月額を調整することができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、介護休暇者等の給与について必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第 28 条 就業規則第 47 条第 2 項に規定する休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第 45 条の規定により休職を命ぜられた場合は、本俸、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び期末手当(イに掲げる場合は期末手当を除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 就業規則第 45 条第 1 項第 1 号の規定により休職を命ぜられた場合

当該休職期間が満 1 年に達するまでは 100 分の 80

当該休職期間が満 1 年を超えるときは 100 分の 60

イ 就業規則第 45 条第 1 項第 2 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 60 以内

ウ 就業規則第 45 条第 1 項第 3 号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める

(育児休業職員等の給与)

第 29 条 職員が就業規則第 30 条の規定により育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

3 職員が就業規則第 31 条の規定により部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 17 条第 3 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前 3 項に規定するもののほか、育児休業職員等の給与について必要な事項は、別に定めるものとする。

第 30 条 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他就業規則に基づき勤務を要しないとされる期間のうち次の各号に掲げる期間を除いた期間を含む。)がある職員には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 就業規則第 30 条に規定する育児休業をしていた期間

- (2) 就業規則第 64 条第 1 項第 4 号の規定により停職にされていた期間
 - (3) 就業規則第 45 条の規定により休職にされていた期間(第 28 条第 1 号に規定する場合を除く。)
- 2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。
(懲戒の場合の給与)
- 第 31 条 懲戒処分を行った場合の給与については、別に定める。
(端数の処理)
- 第 32 条 この規程により計算した金額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。
(実施に関し必要な事項)
- 第 33 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 13 条第 3 項に規定する別に定めるプロジェクトグループの職務については、当分の間、プロジェクト主査とする。
- 3 機構設立の際、公害健康被害補償予防協会(以下「協会」という。)又は環境事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者の昇給期間については、第 8 条の規定にかかわらず、機構の職員として勤務したものとみなしてその者の昇給期間に通算する。
- 4 第 22 条第 6 項に規定する勤務成績については、平成 16 年度においては、従前の例により、平成 17 年度以降については、職務業績評価の結果をもとに理事長が定めるものとする。
- 5 平成 16 年 6 月 1 日を基準日として支給される賞与については、平成 16 年 3 月 31 日以前に協会及び事業団の職員として勤務した在職期間及び勤務期間は、機構の職員として勤務した在職期間及び勤務期間とみなして算定する。
(昇給停止に関する経過措置)
- 6 平成 11 年 4 月 1 日(以下この項において「基準日」という。)前から引き続き協会職員本俸基準表又は事業団職員本俸基準表(以下「本俸基準表」という。)の適用を受けていた職員のうち基準日において 50 歳を超え、かつ、53 歳を超えないものについては、第 8 条第 4 項の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、1 回に限り、昇給させることができる。ただし、別に定める職員については、この規定による昇給をさせることができない。
(55 歳を超える職員の本俸の減額支給等)
- 7 第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間、55 歳を超える職員(第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある職員に限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する本俸の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した

日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該職員の本俸から当該本俸に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員に係る特別都市手当の支給に当たっては、その者の特別都市手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に特別都市手当の割合を乗じて得た額を減ずるものとする。
- 9 第7項の適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、業績手当及び退職者の給与の支給に当たっては、前二項の規定を準じて算定するものとする。

附 則(平成17年11月17日規程第13号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年6月1日規程第13号)

改正 平成19年3月27日規程第5号 平成20年3月28日規程第5号
平成21年3月31日規程第6号 平成21年11月30日規程第12号
平成22年11月30日規程第15号

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正規定は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に使用されている者については平成19年1月1日から施行し、それ以外の職員については平成19年4月1日から施行する。

(本俸に係る経過措置)

- 2 前項に規定する適用日において、適用日の前日から引き続き独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表(以下「本俸基準表」という。)の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、本俸の月額のほか、その差額に相当する額を加えた合計額に当該職員に適用される等級及び号俸に対応する次の表に掲げる改定率を乗じて得た額を本俸として支給する。

等級	号俸	改定率
1 等級	1 号俸から 16 号俸まで	100 分の 99.4
	17 号俸から 20 号俸まで	100 分の 99.3
	21 号俸から 27 号俸まで	100 分の 99.2
	28 号俸から 36 号俸まで	100 分の 99.1
	37 号俸から 38 号俸まで	100 分の 99
	39 号俸から 40 号俸まで	100 分の 98.9
	41 号俸から 44 号俸まで	100 分の 98.8

	45号俸から56号俸まで	100分の98.7
	57号俸から77号俸まで	100分の98.6
2等級	1号俸から36号俸まで	100分の99.4
	37号俸から48号俸まで	100分の99.3
	49号俸から50号俸まで	100分の99.2
	51号俸から53号俸まで	100分の99.1
	54号俸から56号俸まで	100分の99
	57号俸から64号俸まで	100分の98.8
	65号俸から80号俸まで	100分の98.7
	81号俸から85号俸まで	100分の99.6
3等級	1号俸から44号俸まで	100分の99.5
	45号俸から56号俸まで	100分の99.4
	57号俸から58号俸まで	100分の99.3
	59号俸から61号俸まで	100分の99.2
	62号俸から72号俸まで	100分の99.1
	73号俸から92号俸まで	100分の99
	93号俸	100分の98.9
4等級	1号俸から8号俸	100分の99.7
	9号俸から12号俸まで	100分の99.6
	13号俸から48号俸まで	100分の99.5
	49号俸から60号俸まで	100分の99.4
	61号俸から62号俸まで	100分の99.3
	63号俸から65号俸まで	100分の99.2
	66号俸から76号俸まで	100分の99.1
	77号俸から96号俸まで	100分の99
	97号俸から109号俸まで	100分の98.9
5等級	1号俸から36号俸まで	100分の99.7
	37号俸から40号俸まで	100分の99.6
	41号俸から76号俸まで	100分の99.5
	77号俸から88号俸まで	100分の99.4
	89号俸	100分の99.3
6等級	1号俸から76号俸まで	100分の99.7
	77号俸から80号俸まで	100分の99.6
	81号俸から93号俸まで	100分の99.5

- 3 適用日以降に新たに本俸基準表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による本俸を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、本俸を支給する。
- 4 前2項の規定による本俸を支給される職員に関する第13条第2項、第15条第2項、第17条第2項並びに第22条第3項及び第6項の規定並びに独立行政法人環境再生保

全機構職員退職手当規程(平成16年規程第10号)第3条の規定の適用については、第13条第2項中「本俸の月額」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」と、第15条第2項、第17条第2項及び第22条第3項中「本俸」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸」と、同条第6項中「本俸の月額」とあるのは「附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」とし、同規程第3条中「本俸の月額」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年規程第13号)附則第2項又は第3項の規定による本俸の月額」とする。

(特別都市手当に関する経過措置)

- 5 第15条第2項の規定にかかわらず、大阪府大阪市に在勤する職員の特別都市手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は100分の8とする。

附 則(平成19年3月27日規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(役職手当に関する経過措置)

- 2 第13条第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の環境再生保全機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)第13条の規定による役職手当がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に受けていた役職手当に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、当該役職手当と施行日の前日に受けていた役職手当との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を役職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則(平成19年3月27日規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規程第5号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規程第 2 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 30 日規程第 15 号)

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規程第 14 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規程第 11 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の特例)

2 第 4 条の規定にかかわらず、改正後のこの規程の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する本俸の支給に当たっては、本俸から、本俸に当該職員に適用される等級に対応する次の表に掲げる割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

等級	割合
1 等級及び 2 等級	100 分の 9.77
3 等級及び 4 等級	100 分の 7.77
5 等級及び 6 等級	100 分の 4.77

3 特例期間においては、次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 役職手当 当該職員（第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職にある職員に限る。）の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 特別都市手当 当該職員の本俸の月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(3) 賞与 当該職員が受けるべき期末手当の額及び業績手当の額に、それぞれ 100 分の 9.77 を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務 1 時間当たりの給与額の算出及び休職者の給与の支給に当たっては、前二項の規定を勘案して算定するものとする。

5 特例期間においては、附則第 7 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項及び第 3 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、第 2 項中「、本俸に」とあるのは「、本俸から附則第 7 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項第 2 号中「本俸の月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸の月額から附則第 8 項に定める額に相当する額を減じた額」と、第 3 項第 3 号中「期末手当の額及び業績手当の額」とあるのは「期末手当の額及び業績手当の額から附則第 9 項に定める額に相

当する額を減じた額」と、第4項中「前二項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前二項」とする。

附 則(平成25年3月26日規程第5号)

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附 則(平成25年6月25日規程第9号)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月25日規程第9号)

(施行期日等)

この規程は、平成26年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(本俸の月額に関する経過措置)
- 2 前項の施行日の前日から引き続き独立行政法人環境再生保全機構職員本俸基準表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸の月額が同日において受けていた本俸の月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本俸の月額のほか、その差額に相当する額を加えた額(附則第7項にいう「特定職員」にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本俸として支給する。
(施行日における昇給に関する特例)
- 3 第1項の施行日における第8条第2項の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。
(平成28年3月31日までの間の特別都市手当に関する経過措置)
- 4 第1項の施行日から平成28年3月31日までの間における特別都市手当の支給に関する第15条及び別表第2の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、「100分の10を超えない範囲内で別に定める割合」とする。
(平成28年3月31日までの間の単身赴任手当に関する経過措置)
- 5 第1項の施行日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第19条第2項の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で別に定める割合」とする。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同条第 3 項の 4 月 1 日において 55 歳を超える職員以外の職員について、平成 29 年 4 月 1 日に 1 号俸昇給させるものとする。

附 則(平成 28 年 9 月 30 日規程第 18 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 25 日規程第 35 号)

(施行期日)

- 1 この規程（第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 16 条第 3 項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構職員給与規程(平成 16 年規程第 5 号。以下「給与規程」という。)の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 16 条第 3 項の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の給与規程第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円（別表第 1 の 1 等級に該当する職員にあっては、3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「に該当する扶養親族については 10,000 円、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」とする。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、この規程による改正後の給与規程第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「6,500 円（別表第 1 の 1 等級に該当する職員にあっては、3,500 円）」とあるのは「6,500 円」とする。

附 則(平成 28 年 12 月 28 日規程第 39 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	377,600	332,100	295,100	267,500	207,900	145,800
2	380,700	334,500	297,200	269,000	210,700	146,400
3	383,900	337,000	299,300	270,500	213,400	147,000
4	387,000	339,300	301,300	271,900	216,100	147,500
5	390,100	341,600	303,300	273,200	218,700	148,000
6	393,400	344,000	305,700	274,800	221,100	148,600
7	396,500	346,600	307,900	276,300	223,400	149,200
8	399,600	349,200	310,200	277,800	225,700	149,700
9	402,700	351,700	312,300	279,200	228,000	150,100
10	405,900	354,400	314,600	280,800	230,100	150,800
11	409,000	357,100	316,800	282,400	232,200	151,500
12	412,200	359,900	319,200	283,900	234,200	152,200
13	415,200	362,400	321,300	285,200	236,100	152,800
14	418,400	365,200	323,800	287,000	238,100	154,200
15	421,500	367,900	326,200	288,800	240,000	155,700
16	424,600	370,700	328,600	290,500	241,900	157,100
17	427,300	373,400	330,900	291,900	243,800	158,600
18	430,300	376,100	333,500	294,100	245,900	159,700
19	433,400	378,900	336,000	296,200	248,100	160,800
20	436,600	381,600	338,500	298,400	250,300	161,800
21	439,000	384,300	340,800	300,200	252,200	162,800
22	442,100	387,100	343,400	302,500	254,500	164,600
23	445,300	390,000	345,800	304,800	256,400	166,400
24	448,300	392,800	348,400	307,100	258,500	168,200
25	451,300	395,400	350,800	309,400	260,400	169,800
26	454,200	398,200	353,500	311,800	262,600	171,700
27	457,200	400,900	356,100	314,200	264,700	173,600
28	460,300	403,700	358,800	316,500	266,800	175,400
29	462,700	406,300	361,300	318,900	268,700	177,100
30	465,800	409,000	364,100	321,200	270,900	179,100
31	468,800	411,800	366,700	323,700	272,900	181,100
32	471,800	414,600	369,300	326,100	274,800	183,000
33	474,900	417,200	371,800	328,400	276,700	184,800
34	477,800	419,800	374,500	330,600	278,600	187,500
35	480,700	422,500	377,000	332,900	280,500	190,100
36	483,700	425,100	379,600	335,200	282,300	192,700
37	486,000	427,400	382,200	337,300	283,500	195,300
38	489,100	429,900	384,700	339,600	285,300	198,300
39	491,500	432,500	387,300	341,800	286,900	201,300

40	494,500	435,200	389,800	344,000	288,600	204,300
41	496,900	437,800	392,200	346,000	290,000	207,200
42	499,700	440,300	394,900	348,200	291,800	210,000
43	502,600	443,000	397,400	350,400	293,300	212,700
44	505,500	445,600	400,000	352,500	295,000	215,400
45	507,700	448,200	402,000	354,600	296,700	218,000
46	510,600	450,800	404,500	356,600	298,400	220,500
47	513,600	453,400	407,000	358,600	300,100	222,900
48	516,400	456,000	409,600	360,600	301,500	225,300
49	519,300	458,000	412,000	362,200	303,000	227,700
50	522,200	460,600	414,500	364,300	304,800	229,500
51	525,100	462,800	416,800	366,200	306,600	231,400
52	527,900	465,300	419,300	368,100	308,300	233,100
53	530,700	467,800	421,500	370,100	310,000	234,900
54	533,500	469,900	423,900	372,000	311,700	236,500
55	536,300	472,300	426,100	374,000	313,200	238,100
56	539,100	474,600	428,400	375,800	314,900	239,600
57	541,400	475,900	430,000	377,600	316,500	241,100
58	544,100	478,000	432,100	379,500	318,100	242,400
59	546,800	480,300	433,600	381,200	319,600	243,500
60	549,500	482,600	435,700	383,000	321,100	244,600
61	552,200	484,700	437,700	384,400	322,600	245,600
62	554,600	486,800	439,000	386,000	324,100	246,600
63	557,000	488,800	440,800	387,300	325,700	247,700
64	559,400	490,900	442,500	388,900	327,100	248,800
65	561,800	492,400	444,000	390,300	328,500	249,800
66	564,100	494,300	445,700	391,200	330,000	251,000
67	566,500	496,200	447,400	392,500	331,500	252,000
68	568,700	497,800	448,900	393,800	332,900	253,200
69	571,100	499,700	450,400	395,000	334,200	254,300
70	573,300	501,500	451,900	396,100	335,500	255,300
71	575,300	503,300	453,500	397,100	336,800	256,400
72	577,300	505,200	454,900	398,100	338,100	257,500
73	579,100	506,900	455,700	398,900	339,200	258,600
74	581,100	508,700	456,900	399,900	340,200	259,700
75	583,000	510,400	457,900	400,800	341,300	260,800
76	584,700	512,100	458,900	401,700	342,400	261,900
77	586,300	513,800	459,900	402,200	343,200	263,000
78		515,500	460,800	403,000	344,100	264,100
79		517,000	461,700	403,800	345,000	265,200

80		518,400	462,600	404,600	345,900	266,200
81		519,200	463,500	405,500	346,700	267,200
82		520,500	464,400	406,400	347,400	268,200
83		521,700	465,300	407,300	348,100	269,200
84		523,000	466,200	408,100	348,800	270,200
85		524,100	467,100	408,900	349,400	271,200
86		525,100	468,000	409,700	349,900	272,200
87		526,000	468,800	410,600	350,400	273,500
88		526,800	469,600	411,300	350,700	274,700
89		527,500	470,400	411,900	350,900	275,900
90		528,100	471,300	412,700		276,800
91		528,600	472,200	413,200		277,600
92		529,100	472,700	413,800		278,400
93		529,600	473,200	414,500		279,200
94			473,700	414,900		
95			474,200	415,500		
96			474,700	416,000		
97			475,100	416,100		
98			475,500	416,700		
99			475,900	417,300		
100			476,300	417,800		
101			476,700	418,300		
102				418,800		
103				419,300		
104				419,800		
105				420,300		
106				420,500		
107				420,700		
108				420,900		
109				421,000		

別表第2(第15条関係)

地域	支給割合
神奈川県川崎市	100分の10
東京都千代田区	100分の10

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。